

1. 基本情報								
事務事業コード	01102020206020201	事務事業名	軽自動車税賦課事務			担当部	総務部	
						担当課	税務課	
政策名	06	しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり)			担当課長	谷口 隆幸		
施策名	02	持続可能な財政運営の推進			グループ	市民税グループ		
基本事業名	02	適正・公平な課税・収納			内線番号	1372		
予算科目	会計	一般会計			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 33 年度~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )		
	款	02 総務費				根拠法令・条例等	地方税法、霧島市税条例	
	項	02 徴税費						
	目	02 賦課徴収費						
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価		関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

【軽自動車税賦課事務】  
 ・軽自動車の納税義務者を特定し、適正かつ公平に課税する。  
 ①軽自動車協会から届く申告書を課税システムへ入力。  
 ②原付バイク、農耕車、小型特殊、ミニカーの登録、廃車の受付を行ない、内容を課税システムへ入力。  
 ③課税システムにより、4月1日現在の所有者を特定し、課税する。  
 ・軽自動車税賦課事務に係るものとして、賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、負担金補助及び交付金を予算計上している。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 申告受付および課税資料の入力	件	25,131	25,000	24,334	25,000	25,000
イ 課税件数	件	65,312	66,500	65,488	66,000	66,000
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 霧島市内に定置場を有する原付バイク、軽自動車等の所有者	所有者	名	46,626	47,000	46,483	47,000	47,000
イ							
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア 所有実態や車種に応じた適切な課税がなされる	忘失等により登録を抹消した原付バイク等の数	件	108.0	0.0	131.0	0.0	0.0
イ							
ウ							

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。  
 また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。  
 住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)	4. 事業費の推移	単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)	
税に関する法律、条例等は毎年改正されており、各種研修会や関連書籍等を通じた研究が欠かせない。加えて、税目は多岐にわたり、税務課職員が各自で担当している税目以外についても、一定程度の知識を習得しておく必要がある。税金のなかでも市民にとって最も身近である地方税については、その関心も高く、市民からの問い合わせや議会での質問も多い。また、課税資料等を保存しておく必要があることから、事務の執行においては消耗品費が高額が、経費節減に努めなければならない。	事業費 投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	6,967	6,920	6,790	7,003	7,003
		事業費	千円	6,967	6,920	6,790	7,003	7,003

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
【軽自動車税賦課事務】 ・各種申告の受付および入力(件数は上記の通り) ・課税台数 65,488台 調定額 443,033,600円 ・賃金等については軽自動車税賦課業務に係るものとして支出。 ・農耕車の標識取り付け義務や課税保留の基準などについて、適宜市報およびホームページに掲載した。	【軽自動車税賦課事務】 ・各種申告の受付および入力によって、適正な課税を行なうことができた。 ・賃金等については、軽自動車税賦課業務に係るものとして支出することで、効率的な業務を行うことができた。 ・市報等で情報発信したことで、課税について住民の理解を高めることができた。

事務事業コード	0102020206020201	事務事業名	軽自動車税賦課事務	担当部	総務部
				担当課	税務課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	適正な課税を行なうことで納税者の理解を得やすくするため、収納率の向上につながることで結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方税法および市税条例で定められており、市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、必要不可欠な事業である。
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	現在、軽自動車検査協会から毎月2回に分けて紙ベースで申告書が送られてくるが、データでの情報の受け渡しが可能となれば成果も上がると考える。 軽自動車検査協会、鹿児島県内の市町村と連携をとり、情報のデータ化を検討する必要がある。
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	地方税法および市税条例で定められており、また市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、休止廃止はできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	事業費の主な部分は、通信運搬費および人件費であり、削減は不可能である。 また、適正な課税を行うため納税者の追跡・案内(死亡・転出等)の通知等欠かせない。
C 効率性	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	主な担当職員は1名しかおらず、2名の臨時職員を雇用することで事業が成立している状況である。これ以上の人件費の削減は業務に支障をきたし不可能である。
	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	法に課税客体や納税義務者が規定されており、それらの規定に従い申告又は廃車届がなされ、納税義務者を特定し、課税しているので公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	市報やホームページを活用し軽自動車税課税の内容(重課課税・グリーン化特例)を掲載することで、市民に周知理解を図る。当初納付書発送時に返戻が多くある。返戻の数を減らすため、転出者等への案内文書の充実を図る。						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	課税情報のデータ化に向けて、軽自動車協会や鹿児島県内の市町村と連携を取る。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							



1. 基本情報							
事務事業コード	01102020206020202	事務事業名	個人市民税賦課事務	担当部	総務部		
				担当課	税務課		
政策名	06	しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり)		担当課長	谷口 隆幸		
施策名	02	持続可能な財政運営の推進		グループ	市民税グループ		
基本事業名	02	適正・公平な課税・収納		内線番号	1372		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 25 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )		
	款	02 総務費			根拠法令・条例等 地方税法、霧島市税条例等		
	項	02 徴税费					
	目	02 賦課徴収費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

・所得税の確定申告開始の約3週間前から確定申告終了までの期間(1/25～3/15頃)に市内7箇所(旧市町毎)に申告会場を設置し、市民税賦課期日(1月1日)現在における個人市民税の納税義務者の申告を受け付ける。ここで受け付けた申告書や税務署に直接提出された申告書、各事業所から提出された給与支払報告書等の賦課資料を基に所得内容や所得控除額等を精査し、5～6月に賦課額を決定し納税通知書を発送する。被扶養者が不明な者などに関しては事業所や他自治体などに調査を行い、状況に応じて税額の更正を行うなどして適正な賦課に努める。  
 また、市内に事務所や事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者については家屋敷税を賦課する。  
 ・毎日の郵便集計や文書收受等を行うために臨時職員を通年で雇用している。また、申告開始から当初納税通知書発送までの繁忙期にかけて申告受付や納付書封入作業等を行うために期間限定(1月～7月)で臨時職員を雇用している。

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	申告受付および課税資料の入力	件	32,553	33,000	33,649	34,000	34,000
イ							
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 個人市民税の課税者	課税者数	人	56,891	55,500	57,415	58,000	58,000
イ 市内に事務所等又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない人	家屋敷課税者数	人	334	400	315	400	400
ウ							

  

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア 適切な申告に基づいた適切な課税がなされる。	確定申告等来場者数	人	10,773.0	12,000.0	10,457.0	11,000.0	11,000.0
イ							
ウ							

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。  
 また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。  
 住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等  
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

国税、地方税ともに毎年のように税制改正が行われており、税務職員は常に国の動向を注視し最新の知識を身につけておく必要がある。  
 個人市民税は重要な自主財源であり、適正な賦課と公正公平な徴収を行うためには、市民へ対して税の仕組みや課税根拠などを正確に説明出来る必要がある。また、市民が正しく申告を行い、課税額に納得して自主納税するように努めなければならない。  
 また、事務の執行においては消耗品費が高むが、経費節減に努めなければならない。

4. 事業費の推移		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)
事業費 投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	15,703	27,672	25,421	27,364	27,355
	事業費	千円	15,703	27,672	25,421	27,364	27,355

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組)	(2) 平成30年度の成果
<p>&lt;取組内容を数値等により具体的に記載&gt;</p> <p>・平成30年度市民税課税者 57,830名 5,201,478,719円                  ・国が申告の電子化を推進していることを受けて、市民側・行政側共にメリットが大きく事務効率化につながるから本市でも平成30年分(平成31年度課税分)から電子申告を取りることとし、本市で使用している課税支援システムでの電子申告の取り方を全税務職員が習得した。                  [主なメリット]                  市民側: 申告書への添付資料提出の省略、申告書への押印不要、所得税還付金の振込期間短縮                  行政側: 申告書への添付資料の貼付作業省略、税務署への紙ベースでの申告書回送不要</p>	<p>&lt;左記の実績(取組)による成果を記載&gt;</p> <p>・申告書や給与支払報告書等の内容を精査し、誤りがあれば税額の更正を行うなど適正な賦課に努めた結果、本年度も安定して税収を得ることが出来た。                  ・平成30年分(平成31年度課税分)の申告受付において初めて電子申告を取り、市民の利便性向上及び事務効率化に寄与することが出来た。(電子申告受付件数:421件)</p>

事務事業 コード	0102020206020202	事務 事業名	個人市民税賦課事務	担当部	総務部
				担当課	税務課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的 妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	適切な課税を行なうことで納税者の理解を得やすくなり、収納率の向上につながるため、結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方税法及び市税条例で定められており、市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、市が本事業を実施することは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	未申告者の解消、研修のさらなる充実や繁忙期の職員の増員が可能となれば、成果向上の余地はある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	地方税法及び市税条例で定められており、市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、必要不可欠な事業である。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	必要最低限の事業費であり、これ以上の削減は課税業務に支障をきたす。削減は不可能である。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	単純作業は極力臨時職員に作業をさせて、税務知識が必要な作業は職員総出で行っているが、それでも繁忙期は長時間の残業をせざるを得ない状況が続いている。高度な税務知識及び個人情報扱業務なので、外部委託等も難しいと考える。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	未申告者をなくし、より公平・公正な課税を行なう必要がある。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	・市民の利便性向上及び事務効率化のために、電子申告受付件数を更に増やす必要がある。また、申告時の待ち時間短縮や、未申告者を減らすための工夫が必要である。 ・令和3年度の課税分から給与・年金・基礎控除等の見直しや特別徴収事業者に対し電子申告による支払調書の提出義務基準が引下げられる法改正がなされ、市民や事業者に対し周知する必要がある。						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	・電子申告受付件数を更に増やすために事業所得などの複雑な所得に対しても電子申告が取れるように職員研修を行うなどしてスキルの向上を図る。また、申告時の待ち時間短縮につながるような仕組みの構築や、未申告者を減らすために申告案内文書をより分かりやすく作成するなどの取組を行う。 ・法改正については、職員のスキルアップを図り、市民や事業所に対し広報啓発活動に努める。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							



1. 基本情報							
事務事業コード	0102020206020203	事務事業名	法人市民税賦課事務	担当部	総務部		
				担当課	税務課		
政策名	06	しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり)		担当課長	谷口 隆幸		
施策名	02	持続可能な財政運営の推進		グループ	市民税グループ		
基本事業名	02	適正・公平な課税・収納		内線番号	1372		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 25 年度~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )		
	款	02 総務費			根拠法令・条例等	法人税法、地方税法、霧島市税条例	
	項	02 徴税费					
	目	02 賦課徴収費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

【法人市民税賦課事務】  
 ①申告書等の送付  
 毎月、申告期限の到来する法人に対して申告期限前に申告書・納付書・税率表等を送付する。  
 ②申告書等の受付事務  
 法人から申告のあった確定・中間・予定・更正の請求・異動申告書等について、内容を精査し、受け付けた申告書をシステム入力する。また、県税課から提供される情報をもとに、申告が適切になされているかどうか確認する。  
 ③未申告法人調査  
 申告納税制度の趣旨から、確定申告書の提出期限から一定期間経過しても申告のない法人に対し、未申告通知を発送し申告書の提出を促す。

① 活動指標(事務事業の活動量)		単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	申告書入力件数	件	3,945	3,800	4,055	4,000	4,100
イ	申告案内発送件数	件	3,755	3,600	3,822	3,900	3,900
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	市内に事務所、事業所、寮などを有する法人	法人数	件	2,768	2,700	2,821	2,900	2,900
イ								
ウ								

  

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア	適切な申告に基づいた適切な課税がなされる。	申告件数	件	3,945.0	3,800.0	4,055.0	4,100.0	4,100.0
イ								
ウ								

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。  
 また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。  
 住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成26年度税制改正に伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とする「地方法人税(国税)」が創設された。これに伴い、地方税法の一部が改正され、本市においても平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人市民税の法人税割の税率14.7%から12.1%に引き下げることとなった。  
 また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から12.1%を8.4%に改正された。

4. 事業費の推移

		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	268	465	464	453
		事業費	千円	268	465	464	453

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載> (2) 平成30年度の実績(取組)による成果を記載

<p>【法人市民税賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度法人市民税申告件数 4,055件 調定額1,517,624,700円</li> </ul> <p>【その他事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費等については、法人市民税賦課事務に係るものとして支出。</li> </ul>	<p>【法人市民税賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告書等を精査し、適正な課税を行なうことができた。</li> <li>申告期限が過ぎても申告のない法人に対して、未申告通知を送付したほか、税務署での閲覧申請(法人税申告書・決算書等)や現地調査を通じて、法人の現状把握ができた。</li> </ul> <p>【その他事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費等については、法人市民税賦課事務に係るものとして支出することで、効率的な業務を行うことができた。</li> </ul>
--	--

事務事業コード	0102020206020203	事務事業名	法人市民税賦課事務	担当部	総務部
				担当課	税務課

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	法人市民税は、申告納税制度に基づくものであることから、納税義務者自らが税額を算定し、所定の期日までに適切に申告をするためには、申告書等の事前送付や未申告案内の送付は適切な申告に必要なことであり、早期の税収の確保や収納率の向上につながる。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方税法及び市税条例で定められており、市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、市が本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	未申告法人の解消を図ることにより、成果を向上する余地はある程度ある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	地方税法及び市税条例で定められており、市財源を確保し、健全な市政運営を図るためにも、必要不可欠な事業である。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	必要最低限の事業費であり、これ以上の削減は課税業務に支障をきたす。削減は不可能である。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	適正な課税を実施するために必要な人件費であり、これ以上は削減できない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	未申告法人をなくし、より公正な課税を行なう必要がある。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 < 継続・やり方改善 >					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	税務署や他自治体の機関と連携を行い関係資料の間覧や現地調査を通じて公平公正な課税を行う。税率の減少や電子申告の義務化に伴う法改正の広報に努める。電子申告された情報を本システムへの移行方法を検討する。						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	期限内に適切な申告を行われるよう、対象法人の把握や申告案内の発送を行うほか、申告書等を精査し、適正な課税を行う。未申告法人に対しては、税務署と連携を図り現地調査を行い公平公正な課税に努める。国の広報内容等を活用し改正内容等の周知を図り、特別納税者の理解を得る。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							



1. 基本情報							
事務事業コード	0102020206020204	事務事業名	固定資産評価替事務	担当部	総務部		
				担当課	税務課		
政策名	06	しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり)		担当課長	谷口 隆幸		
施策名	02	持続可能な財政運営の推進		グループ	固定資産税グループ		
基本事業名	02	適正・公平な課税・収納		内線番号	1381		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 H 年度～) <input checked="" type="checkbox"/> 期間限定複数年度( H30 ~ H32 )		
	款	02 総務費			根拠法令・条例等	地方税法第409条	
	項	02 徴税费					
	目	02 賦課徴収費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

地方税法の規定により、固定資産税及び都市計画税の課税基礎となる評価額が時価又は物価変動に比して妥当なものとなるよう3年毎に見直しを行う。

土地については、不動産鑑定士への業務委託により、区域毎に実例売買価格の調査や標準宅地の鑑定を行い、土地の評価額を算出する。家屋については、国の定めた評価基準に基づき、既存の家屋は物価の変動による補正率や経年による劣化の補正率を乗じて算出し、新增築家屋は、屋根・外壁・基礎などの部分別の評価額を合算して1棟としての評価額とする。

また、これらの評価法により算出した結果をデータ化し、航空写真・地番図・住居表示・路線価・状況類似及び標準地・地目及び画地・家屋異動などの課税情報と共に税務地図情報システムに登録し、固定資産評価業務に活用している。

① 活動指標(事務事業の活動量)		単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	評価業務委託	千円	33,264	33,000	39,902	55,070	37,870
イ	鑑定業務委託	千円	-	-	-	31,675	
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	課税対象となるべき土地	筆数	筆	452,639	453,000	453,915	454,000	454,000
イ	課税対象となるべき家屋	評価棟数	棟	90,843	91,000	91,234	92,000	92,000
ウ								

  

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア	評価の見直し	課税達成率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
イ								
ウ								

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。

また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)		4. 事業費の推移		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)	
地方税法第409条の規定により、市町村は基準年度から第3年度までの土地及び家屋の評価を行わなければならない。 納税者の「税」に対する関心は年々高まっており、その問合せに対する説明は1筆1棟の評価について、より詳しい説明を求められるようになってきている。		事業費	投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
				県支出金	千円	0	0	0	0	0
				地方債	千円	0	0	0	0	0
				その他	千円	0	0	0	0	0
				一般財源	千円	33,264	40,060	39,902	86,744	37,870
				事業費	千円	33,264	40,060	39,902	86,744	37,870

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
これまで501地区あった状況類似地区を495地区に見直しを行った。また497地点について不動産鑑定評価を行った。 土地の現地調査により現況地目の確認や画地形状の認定を行った。 加えて評価に必要な路線価の新規付設を行った。	大規模開発や区画整理など街並みの変化に伴う状況類似地区の統廃合を行うことや、航空写真を利用することで、効率的な評価替業務を行うことができた。また不動産鑑定を行うことにより路線価付設や評価に反映させることができ、適正な評価の時点修正業務ができた。

事務事業コード	0102020206020204	事務事業名	固定資産評価替事務	担当部	総務部
				担当課	税務課

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	歳入の確保、特に一般財源としての市税の確保には課税と徴収が重要な要素を占めているものとする。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ 税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方税法および市税条例で定められており、市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、市が本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	非課税物件や法律に規定された免点未満の物件以外は土地・家屋共に100%課税される事からより以上の向上余地はないものと思われる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	本事務を廃止すると、土地、家屋の適正な評価額を得ることができなくなり、賦課ができなくなる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ 補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	事務事業の手段の見直しによる改善は従来から行ってきており、削減できるものはその都度削減しているため削減の余地はない。
	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ 職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input checked="" type="checkbox"/> 削減できる	新任の職員に対する評価業務に関する指導や実務担当者間の情報共有により円滑に評価替え業務を行うことにより人件費を削減することはできる。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	本事業は市内に資産を所有されている方のみが対象ではあるが、税額の算定のための事務であり、受益という概念には該当しない。 また、公平性という点では、課税対象物件の全てに課税が行われていることから確保されていると考える。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	評価替に向けて必要な課税資料等を委託業者に作成させ、時間外等の人件費の削減に努める。また、委託業者や担当者間での積極的な情報共有により効率的に事業を行う。						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	平成30年度に締結した業務委託契約に沿って、令和3年度の評価替えに向けた事務を行う。また、地価の変動等に留意し、適正な時価による資産の評価を行う。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							



1. 基本情報							
事務事業コード	01102020206020205	事務事業名	入湯税賦課事務	担当部	総務部		
				担当課	税務課		
政策名	06	しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり)		担当課長	谷口 隆幸		
施策名	02	持続可能な財政運営の推進		グループ	市民税グループ		
基本事業名	02	適正・公平な課税・収納		内線番号	1372		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 25 年度~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )		
	款	02 総務費			根拠法令・条例等	地方税法、霧島市税条例	
	項	02 徴税費					
	目	02 賦課徴収費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)						
<p>【入湯税賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴場を経営する事業者(特別徴収義務者)に入湯税に関する申告書を提出させ、入力後に賦課をし、納入させる。</li> <li>①特別徴収義務者は当月分を翌月15日までに申告書を提出し納付する。</li> <li>②宿泊施設や休憩施設を有する鉱泉浴場の経営を開始した場合、市へ経営開始届を提出する。また、休業や廃止した場合は市へ連絡する。</li> </ul> <p>【その他事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入湯税賦課事務に係るものとして、印刷製本費を予算計上している。</li> </ul>						

① 活動指標(事務事業の活動量)		単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	申告受付および課税資料の入力、確認(廃業者を含む)	件	871	950	879	950	950
イ							
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	特別徴収義務者	特別徴収義務者数	件	73	80	73	80	80
イ								
ウ								

  

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア	適切な申告に基づいた適切な課税がなされる。	未申告事業所数	件	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
イ								
ウ								

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)	
<p>資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組めます。</p> <p>また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。</p> <p>住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。</p>	

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)	
<p>目的税であるため、税の使われ方に納税者・特別徴収義務者(一般公衆浴場事業者)の強い関心がある。</p>	

4. 事業費の推移		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)
事業費 投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	48	40	40	40	40
	事業費	千円	48	40	40	40	40

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>		(2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>	
<p>【入湯税賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入湯税に関する事務内容を対象事業所に周知。</li> <li>・申告書の提出がなかった事業所への催告。</li> </ul> <p>【その他事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費については、入湯税賦課事務に係るものとして支出。</li> </ul>		<p>【入湯税賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入湯税に関する事務内容を対象事業所に周知したことで、入湯税に対する事業者の理解を深めることができた。</li> <li>・申告書の提出がなかった事業所へ催告をしたことで、申告漏れを防ぐことができ、より公平な課税を図ることができた。</li> </ul> <p>【その他事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費については、入湯税賦課事務に係るものとして支出。</li> </ul>	

事務事業コード	0102020206020205	事務事業名	入湯税賦課事務	担当部	総務部
				担当課	税務課

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	適正な賦課を行うことで納税者の理解を得やすくするため、収納率の向上につながるため、結びついている。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方税法及び市税条例で定められており、目的税であるため市財源を確保し、健全な行政運営を図るためにも、必要不可欠な事業である。
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	申告・納付が適正に実施されているため。
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	地方税法及び市税条例で定められており、市財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、必要不可欠な事業である。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	最低限の事業経費であり、これ以上の削減は課税業務に支障をきたす。削減は不可能である。
C 効率性	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	適正な課税を実施するために必要な人件費であり、これ以上は削減できない。 なお、入湯税システムを平成20年度から導入し、正確な課税情報管理と事務軽減を図る。
	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客であることから、鉱泉浴場をもつホテル、旅館やゴルフ場などを地方税法に基づき、入湯税特別徴収事業所と定め入湯者から徴収し市に納付してもらう。また、施設の開始や休業等がある場合は調査し対応する。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性					
		継続					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○						
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	申告が遅延する事業所があるため、これまで同様に申告促進のため催告強化に努める。納税義務者の把握を行い、正しい申告納付の指導に努める。						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	申告が遅延する事業所があるため、これまで同様に申告促進のため催告強化に努める。観光協会や保健所等調査したり、休業・廃止に伴う現地調査をし正確な納税義務者の把握に努める。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							



1. 基本情報							
事務事業コード	01102020206020206	事務事業名	固定資産税賦課事務	担当部	総務部		
				担当課	税務課		
政策名	06	しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり)		担当課長	谷口 隆幸		
施策名	02	持続可能な財政運営の推進		グループ	固定資産税G		
基本事業名	02	適正・公平な課税・収納		内線番号	1381		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 H S25 年頃～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )		
	款	02 総務費			根拠法令・条例等	地方税法第342条	
	項	02 徴税费					
	目	02 賦課徴収費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

土地:毎年、1月1日現在、市内の土地を所有する方に対し固定資産税を賦課する。また、年度中の土地の変更(分筆、合筆、地目変更等)を現地調査や登記済通知書を基に把握し課税情報の修正を行う。  
 家屋:毎年、1月1日現在、市内に所在する課税対象家屋を把握し固定資産税を賦課する。また、表示登記や建築確認申請等により新規課税対象家屋を把握し、現地調査を実施した後、家屋評価システムにて評価額を算出、決定し賦課する。  
 償却資産:保健所及び税務署において事業所の情報(新規・継続・廃止等)を収集し、該当する事業所宛に12月初旬に償却資産申告書を送付する。申告書を基に税額(償却資産分)を算出し、決裁後評価額を決定し賦課する。  
 当事務事業で計上するのは事務費、大幅な土地の下落が発生した場合に対応できるよう鑑定委託料、課税評価システム保守委託料並びに機器賃借料である。

① 活動指標(事務事業の活動量)	単位	29年度(実績)	30年度(見込)	31年度(実績)	31年度(見込)	2020年度(見込)
ア 課税面積	㎡	391,347,258	327,500,000	390,972,500	390,500,000	390,500,000
イ 課税対象家屋(木造・非木造)	棟数	90,961	91,000	90,748	90,500	90,500
ウ 納税義務者数(償却資産(個人+法人))	人	1,814	1,750	2,000	2,000	2,000

(2) 事務事業の目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標(左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度(実績)	30年度(見込)	31年度(実績)	31年度(見込)	2020年度(見込)
ア 固定資産税	税額	百万円	7,400	7,000	7,687	7,400	7,400
イ							
ウ							

  

④ 意図(②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標(左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(実績)	31年度(目標)	2020年度(目標)
ア 税収の確保	収納率	%	98.7	99.0	98.9	99.0	99.0
イ							
ウ							

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。  
 また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。  
 住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

賦課事務については、担当職員のスキルを高め公平公正な課税に努めているが、近年、市民の皆様のご意見・ご要望が多様化し、評価額の算定根拠や家屋の経年原点補正率等より詳しい説明を求められるようになってきている。

4. 事業費の推移

単位	29年度(決算)	30年度(予算)	31年度(決算)	31年度(予算)	2020年度(計画)		
事業費 投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	0	
	県支出金	千円	0	0	0	0	
	地方債	千円	0	0	0	0	
	その他	千円	0	0	0	0	
	一般財源	千円	7,694	9,887	9,466	10,302	10,307
	事業費	千円	7,694	9,887	9,466	10,302	10,307

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載> (2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>

土地は市内333,000筆を超える土地の評価を行った。 家屋は新増築家屋785棟の家屋調査と減失家屋の現地調査を実施し、300㎡以上の非木造家屋23棟は県と合同評価を行った。 償却資産は総数で3,660件に及ぶ個人法人へ申告書を送付した。	土地、家屋については、国分隼人地区を5班に分け10名の担当者で、支所5地区は各担当者10名で、償却資産については本庁1名の担当者により評価や異動処理、申告書の送付等の賦課事務を行った。 また償却資産については、保健所・税務署での調査や現地調査を重ねて法人等へ申告書を送付し、過去の未申告者については催告を行った。
---	---

事務事業コード	0102020206020206	事務事業名	固定資産税賦課事務	担当部	総務部
				担当課	税務課

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	市内の固定資産の異動を把握し、適切な賦課事務を行うことにより収納率が向上し、一般財源が安定して確保でき、市の財政状況が健全な状態になるため、結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方税法及び市税条例で定められた事業であり、また、財源を確保し健全な行政運営を図るためにも、市が本事業を実施することは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	外部へ委託できるものは委託し、職員の事務をスリムにして、勉強や研修時間を増やし、多様化する市民の期待に応えられるようにすることで市民の信頼を得ることができる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	地方税法第342条により実施しなければならない事業である。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	法律に沿った事務を行っている。事務改善については、常に実行しており毎年、事務を繰り返すたびに改善を行っている。事業費は委託料や賃借料が主なものであり削減の余地はない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input checked="" type="checkbox"/> 削減できる	土地・家屋の評価業務をアウトソーシングすることにより削減できる。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	市内の固定資産を所有するすべての納税義務者を対象としており、公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 < 継続・やり方改善 >					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	職員の事務を効率的に行い、土地、家屋、償却資産、各担当によるミーティングによる情報共有や研修会の充実を図り、多様化する市民の期待に応えられるようにする。また新たに構築した死亡者賦課替システムの有効活用により適正な課税に努める。						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	固定資産税の評価事務は非常に高い専門的な知識と経験が必要とされるため、研修会の受講等により職員のスキルアップを行うと共に、説明能力の向上にも努めたい。また、評価替に向けて留意事項や改正点の把握にも努め事務処理を行ってきた。地図情報システムの更新等を活用し課税客体の正確な把握に努めていきたい。償却資産については、引き続き新規取得が予想される業者の把握と申告の周知に取組み、課税の適正化に努めたい。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

